

議案第 1 号

山口県都市計画審議会
会 長 嶋 心 治 様

平 29 都市計画第 212 号
平成 29 年 (2017 年) 7 月 24 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

下関都市計画道路の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画道路の変更 (山口県決定)

都市計画道路中 3・4・14 下関駅旭線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・14	下関駅旭線	下関市竹崎二丁目	下関市幡生一丁目	下関市向洋二丁目	約 3,870m	地表式	2車線	18m	幹線街路 3・2・2 唐戸筋川線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 7 箇所	
	幅員の内訳		18m			約 3,110m					
			20m			約 760m					
	なお、羽山町地内に延長約 120m の支線を設ける。										
3・4・16	旭山の田線	下関市生野一丁目	下関市山の田東町	下関市生野二丁目	約 1,070m	地表式	2車線	18m	JR 山陽本線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 2 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・4・14 下関駅旭線

本路線は、JR 下関駅前を起点とし、下関市幡生町一丁目に至る幹線街路であり、昭和 21 年に都市計画決定されています。

しかしながら、3・4・16 旭山の田線との交差部から本路線の終点までの区間については、未整備となっており、計画決定後約 70 年の間に、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、交通機能を担う道路として当区間を整備する必要性は低下しています。

また、当区間の周辺は閑静な住宅地として土地利用が進んでおり、市街地形成機能を担う道路として当区間を整備する必要性も低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、終点および区域の一部を変更しようとするものです。

3・4・16 旭山の田線

本路線は、下関市幡生町二丁目から同市山の田東町に至る幹線街路であり、昭和 21 年に都市計画決定されています。

このたび、3・4・14 下関駅旭線の終点および区域の一部変更に伴い、本路線の起点および区域の一部を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考						
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造							
旧	幹線街路	3・4・14	下関駅旭線	下竹二	関崎丁	市町目	下幡一	関生丁	市町目	下向二	関洋丁	市町目	約 3,860m	地表式	2車線	18m	幹線街路3・2・2唐戸筋川線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差9箇所	
		幅員の内訳		18m			約 3,100m											
		幅員の内訳		20m			約 760m											
なお、羽山町地内に延長約 120m の支線を設ける。																		
新	幹線街路	3・4・14	下関駅旭線	下竹二	関崎丁	市町目	下幡一	関生丁	市町目	下向二	関洋丁	市町目	約 3,870m	地表式	2車線	18m	幹線街路3・2・2唐戸筋川線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	
		幅員の内訳		18m			約 3,110m											
		幅員の内訳		20m			約 760m											
なお、羽山町地内に延長約 120m の支線を設ける。																		
旧	幹線街路	3・4・16	旭山の田線	下幡二	関生丁	市町目	下山の	関田東	市町目	下生二	関野丁	市町目	約 1,370m	地表式	2車線	18m	JR山陽本線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
新	幹線街路	3・4・16	旭山の田線	下生一	関野丁	市町目	下山の	関田東	市町目	下生二	関野丁	市町目	約 1,070m	地表式	2車線	18m	JR山陽本線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	